外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である淺沼義功が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十一月二十二日

オランダ国アイントホーヘン五六五七番地
ルフトハーヴェンウェーグ四八
東京都品川区北品川四丁目七番三五号御殿山トラストタワー一六F
トムトム・グローバル・コンテント・ビーヴィー
日本における代表者　淺沼　義功

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鈴木智直が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十一月二十二日

東京都墨田区文花一丁目二四番二号リバービルディング二階
ティーエムテックリミテッド
日本における代表者　鈴木　智直

限定承認公告

本籍福島県いわき市常磐西郷町岩崎三三番地七、最後の住所福島県いわき市常磐西郷町岩崎三三番地の七　被相続人　亡　馬目　忠和

右被相続人は平成二十四年九月三十日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月十三日福島家庭裁判所いわき支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

東京都墨田区文花一丁目二四番二号リバービルディング二階
ティーエムテックリミテッド
日本における代表者　鈴木　智直

限定承認公告

本籍福島県いわき市常磐西郷町岩崎三三番地七、最後の住所福島県いわき市常磐西郷町岩崎三三番地の七　被相続人　亡　馬目　忠和

右被相続人は平成二十四年九月三十日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月十三日福島家庭裁判所いわき支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

東京都目黒区中目黒一丁目一番四一―二〇六号グランシティ中目黒
相続財産管理人　北垣　直子

限定承認公告

本籍東京都目黒区中目黒一丁目一番、最後の住所東京都目黒区中目黒一丁目一番四一―二〇六号グランシティ中目黒
被相続人　亡　北垣　榮男

右被相続人は平成二十四年八月四日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月十三日東京家庭裁判所にて限定承認が受理されたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

東京都目黒区中目黒一丁目一番四一―二〇六号グランシティ中目黒
相続財産管理人　北垣　直子

限定承認公告

本籍東京都世田谷区弦巻三丁目一一番地、最後の住所静岡県磐田市向笠新屋九一番地
被相続人　亡　佐藤　清慈

右被相続人は平成二十四年五月三日死亡し、その相続人は同年十一月十三日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号　新日石ビル十階　田辺総合法律事務所
相続財産管理人佐藤尚慈
代理人弁護士　田辺　信彦

限定承認公告

本籍新潟県新潟市西区青山五丁目五番、最後の住所新潟県新潟市西区青山五丁目五番一号
被相続人　亡　小林　保

右被相続人は平成二十四年十月九日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月九日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

新潟市西蒲区猿ヶ瀬二七九番地
限定承認者　小林　清一

限定承認公告

本籍京都府京都市伏見区深草相深町七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　栗本　君子

右被相続人は平成二十四年四月二十七日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月十二日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

京都府京都市伏見区深草相深町七番地
限定承認者　栗本　和夫

限定承認公告

本籍大阪府大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目一〇三一番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区照ヶ丘矢田三丁目六番一三号
被相続人　亡　中辻　正義

右被相続人は平成二十四年八月二十三日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

大阪府大阪市北区堂島二丁目二番二号近鉄堂島ビル一九階　桜橋法律事務所
相続財産管理人中辻茂樹
代理人弁護士　田中　千博

任意清算公告

当社は、平成二十四年十一月十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十一月二十二日

東京都新宿区納戸町二一番地
おおしも合名会社
代表社員　大下　澄江

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年十二月二十五日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年十一月二十二日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号
赤木屋證券株式会社
代表取締役　赤木　康平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百四十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十四年四月二十日付官報号外第九十二号五十四頁に掲載されています。

平成二十四年十一月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング二一F
ＣａｐｉｔａＲｅｔａｉｌ　ＬＰＭ特定目的会社
取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八千四百十万円（ただし、B号優先資本金につき金八千四百十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年四月十三日付官報の号外第八十七号八十頁に掲載されています。ただし、当社は平成二十四年九月十日付で商号変更したため、変更前の商号ロジスティクス２８特定目的会社として掲載されています。

平成二十四年十一月二十二日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号
橋本プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十二日付第二五三号

ジ一二八ページ●同日付政府調達第二二四号四〇ペー

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）